

給与マメ知識 「扶養手当」どうしたらもらえる?

— 給美と与作の会話 —



あべ
阿部 給美
46才、事務のベテラン。子供も独立し、最近夫婦でテニスを始めた。



たけだ
武田 与作
32才、体育の先生。遠距離恋愛を実らせ去年ゴールイン。

関する証明願」、奥さんが会社で扶養手当を受給していないっていう証明ね。

与作 えつ、子供を認定してもらうのにも添付書類が必要なの。やじとおふくろ届け出た時もそうだったけど、あれって添付書類多いよね。

給美 そうね。でもちゃんと理由があるの。戸籍抄本は、与作先生と赤ちゃんの関係を明らかにするため。

与作 俺の子にまちがいないって(笑)。給美 はい、はい。でも、子供の場合はまだ簡単な方よ。兄弟が五人いる私が、親のこと届け出た時なんて大変だったんだから。一緒に住んでる末っ子の妹は、同居してると主として扶養しないっていう「主として扶養できない理由書」、家事手伝いだからこれ一枚で済んだけど。離れて住んでる三人の兄はみんな仕事してるから、「扶養手当に関する証明願」。でも、兄たちは日本にちばばっているから、電話して事情を話して郵送してもらうのだって結構な手間なんだから。まあ久しぶりにうーん。どうしよう。

与作 そうなんだ。一生つきあっていく大切なものだからね、じっくり考えないと。とは言つても、お七夜は近いし役場に届け出さないし……。

給美 名前が決まつたら「扶養親族届」忘れないでね。添付書類は、「戸籍抄本」「住民票抄本」「扶養に関する申立書」、それに与作先生のところは奥さんも働いているから「扶養手当に

する側からすれば、欠けてはならないものなんだね。ところで給美さんとのお嬢さんはどうしてるの。そろそろ卒業でしょう。喜ぶべきことだけ。

給美 おかげさまで、無事卒業しました。

与作 それはおめでとう。

給美 今は、コンピューター関係の仕事をしているの。お給料も結構いいらしくて娘の分の扶養手当もとうとうもらえたくなっちゃった。喜ぶべきことだけ。

与作 扶養親族の所得制限って年一三〇万、月にすると一〇万八千三百円

給美 月給や時給が決まっている場合

はね、雇用契約上の数字で見るの。

与作 ふうん。じゃあ契約上ぎりぎり

限度内の数字におさえておけば、いく

ら残業してもいいわけ。

給美 まさか。毎月恒常に残業が続

けば、残業代も含めることになるわね。

与作 そりやそうだよね。じゃあ、年額

のしばりでみるのはどんな場合。

給美 自営業の人とか年金をもらつて

る人。

与作 そうか。じゃあ、給料でも歩合給

の人みたいに月額が決まってない人は。

与作 そういう場合は、過去三ヵ月の

平均でみます。

与作 なるほど。さすが給美さん詳しいね。ところで、この間、扶養手当関係

で何か調査があつたよね。あれって毎年夏になるとやつてるようだけど。

給美 「扶養親族等収入状況調査」認め、認定権者は調査をすることができることになつてゐる。

与作 認定権者って誰なの。

給美 所属長、つまり私たちの場合は校長先生よ。手当額が増えるような事情の変化、例えば子供が生まれた場合は、十五日以内に届け出さないと支給開始はどんどん遅れてしまうわよね。

あとで、実は前からこうでしたつて言つたって、その分は支給されることは決してない。逆に、手当額が減る場合、例えは所得制限以上の収入を得るようになつて扶養親族でなくなるようまで遡つて減額されるのよ。つまり、届け出を怠つて手当をもらい続けている時はどうかと言うと、事実発生の時にあとで大変なことになつてしまふの。不正に受け取つた分は、あとで何ヵ月も返納しなければならなくなるの。

与作 そうか。そう考へると、年に一回のあの調査も意味があるけど、手当を受けるわれわれ一人一人が日頃からちゃんとしないとね。

給美 そういうこと。ところで与作先

生、うれしい事実の発生の日からもう

五日経つてゐるわよ。

与作 はい。すみやかに届け出ます。

おつと、でもその前に名前を決めないと。